（裏面）

相続人	（フリガナ） 氏　　名			
	性　　別	生　年　月　日		被相続人との続柄
	男　　女			
	（フリガナ） 住　　所	（〒　　—　　）　　（電話　　—　　—　　）		
代理人	区　　分	1　親権者等　　2　成年後見人等　　3　代理人		
	（フリガナ） 氏　　名			
	性　　別	生　年　月　日		
	男　　女			
	（フリガナ） 住　　所	（〒　　—　　）　　（電話　　—　　—　　）		
国債の受領を市区町村長に委任したときはその市区町村長名				
国債受領希望取扱店名				
（フリガナ） 元利金支払場所				

上記により、「引揚者給付金等支給法」の遺族給付金を請求します。

なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して遺族給付金を請求します。

- 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。
- 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。
- 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、遺族給付金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の署名者が請求者と異なる場合は、請求者の氏名並びに署名者の氏名及び連絡先が教示されます。

令和　　年　　月　　日

フリガナ

氏　　名　　㊞

知　事　殿

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第五条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　（略） （削る）	**第二条**　（略） 2　前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、前項に規定する書類に、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 一　相続人として特別給付金を受けようとする他の同順位の相続人の同意書 二　前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類